

一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科領域専門医制度
再建・マイクロサージャリー分野指導医施行細則

令和元年5月 制定

令和3年4月 改定

令和3年10月 改定

第1章 再建・マイクロサージャリー分野指導医申請資格

事会の承認を得なければならない。

(認定申請に必要な学術業績)

第1条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、特定分野指導医細則（以下。細則という）第6条1項3号に関して、以下のいずれかの学術業績を有していなければならない。

- 1) 日本形成外科学会学術集会（基礎学術集会、各地区の形成外科学会学術集会を含む）および委員会にて定めた学会における、2回以上の筆頭もしくは発表指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する発表歴
- 2) 筆頭もしくは執筆指導者としての再建・マイクロサージャリー領域に関する1編以上の学術論文

(認定申請に必要な診療実績)

第2条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の認定申請を行うものは、細則第6条1項4号に関して、執刀医もしくは指導的助手として関わった10症例の手術記録および50症例の手術例一覧表を提出しなければならない。

2. 手術記録、手術例一覧表の詳細は別に定める。

第2章 再建・マイクロサージャリー分野指導医更新資格

(更新申請に必要な学術業績)

第3条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項1号に関して、別表に示す学術業績として総計20点以上を更新期間内に獲得しなければならない。

(更新申請に必要な診療実績)

第4条 再建・マイクロサージャリー分野指導医の更新申請を行うものは、細則第11条2項2号に関して、再建・マイクロサージャリー領域の診療実績を更新時に報告しなければならない。

第3章 附則

(改廃)

第5条 この施行細則の改廃は、委員会の議決を経て、理